

事業計画者 住所 兵庫県姫路市飾磨区中島3059番地2  
氏名 新日本開発株式会社

■ 事前相談票（第7条第1項）

提出年月日	令和8年2月6日
施設の設置等の場所	姫路市飾磨区中島字宝来3059番3他1筆
施設の種類	保管施設

□ 事前相談の変更の届出（第8条第1項）

届出年月日	
変更に係る事項	

□ 事前相談の廃止の届出（第9条）

届出年月日	
廃止を決定した日	

■ 事業計画書の提出（第10条第1項）

提出年月日	令和8年4月10日
処理する産業廃棄物の種類	ア 焼却処理 1 汚泥（特定有害産業廃棄物を除く。石綿含有産業廃棄物を除く。水銀含有ばいじん等を除く。） 2 廃油（特定有害産業廃棄物を除く。） 3 廃酸（特定有害産業廃棄物を除く。水銀含有ばいじん等を除く。） 4 廃アルカリ（特定有害産業廃棄物を除く。水銀含有ばいじん等を除く。） 5 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く。） 6 紙くず 7 木くず 8 繊維くず 9 動植物性残さ 10 ゴムくず 11 金属くず 12 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を除く。） 13 動物の死体 14 政令第2条第13号に規定する廃棄物（廃肉骨粉に限る。） 以上14種類（水銀使用製品産業廃棄物を除く。） イ 混合処理 1 汚泥（特定有害産業廃棄物を除く。石綿含有産業廃棄物を除く。水銀含有ばいじん等を除く。） 2 廃油（特定有害産業廃棄物を除く。） 3 廃酸（特定有害産業廃棄物を除く。水銀含有ばいじん等を除く。） 4 廃アルカリ（特定有害産業廃棄物を除く。水銀含有ばいじん等を除く。） 5 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く。） 6 紙くず 7 木くず 8 繊維くず 9 動植物性残さ 10 政令第2条第13号に規定する廃棄物（廃肉骨粉に限る。） 以上10種類（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）
施設の処理能力	

□ 事業計画の変更の届出（第11条第1項）

届出年月日	
変更に係る事項	

□ 周知計画書の提出（第14条第1項）

提出年月日	
関係地域及び関係住民	
閲覧の場所・時間	
説明会の開催日時・場所	

□ 周知計画の変更の届出（第15条第1項）

届出年月日	
変更に係る事項	

- 事業計画の周知に係る実施状況の報告（第17条）

報告年月日	
-------	--

- 事業計画に係る意見書の提出（第18条第1項）

意見書の提出者数	
----------	--

- 見解書（1回目）に係る意見書の提出（第20条第1項）

意見書の提出者数	
----------	--

- 見解の周知の終了の報告（第21条第5項）

報告年月日	
-------	--

- 再判断の請求（第23条第1項又は第2項）

申立年月日	
-------	--

申立者の区分	
--------	--

申立により求める判断	
------------	--

申立年月日	
-------	--

申立者の区分	
--------	--

申立により求める判断	
------------	--